

3川教学第1325号

令和4年3月29日

川崎市立学校長 様

学事課担当課長

「川崎市教育員会寄附金品取扱要綱」に基づく適切な取扱について（通知）

市立学校に寄附の申出があった場合は、寄附金品の種類、内容及び多寡にかかわらず、このたび制定された「川崎市教育員会寄附金品取扱要綱」に基づき、必要な手続を行い受納してください。

なお、寄附を受けようとする前に、次の事項を確認の上、手続してください。

1 地方財政法に抵触しないこと *地方財政法の条文は裏面参照

地方財政法第27条の4において、住民に負担を転嫁してはならない学校の経費を規定しており、それらの経費以外についても安易に保護者等に負担転嫁をすることは適当ではありません。

また、同法第4条の5で住民等に対し直接であると間接であるとを問わず、寄附金品を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないと規定されています。ただし、これらの住民等に対する負担の転嫁を禁止する規定は、真に自発的な寄附までも禁止するものではなく、この場合、寄附の受入に際しては、保護者等から疑念を抱かれることのないよう、必ず川崎市教育員会寄附金品取扱要綱に基づき、寄附採納手続を経ることに留意してください。

2 PTAからの寄附の申し出

PTAの支出は、PTA本来の活動のために充てるべきものですが、PTAから寄附の申出があった際には、地方財政法の趣旨に基づき、PTAの総意（PTA団体の各規約に基づく手続き等による意思決定されたもの又はPTA会員全員の同意を得ていること。）によるものであることを確認の上、受納してください。確認できない場合は、受納できませんので御注意ください。

(学校物品 担当)

電話 200-3659

○学校教育法〔昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号〕

（学校の管理、経費の負担）

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

○地方財政法〔昭和二十二年法律第二十六号〕

（割当的寄附金等の禁止）

第四条の五 国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。）は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第二十七条の四 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

○地方財政法施行令〔昭和二十三年八月二十七日政令第二百六十七号〕

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第五十二条 法第二十七条の四に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 市町村の職員の給与に要する経費
- 二 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費